

狛江市条例第**25**号

狛江市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年**10**月**6**日

狛江市長

松原俊雄

狛江市下水道条例の一部を改正する条例

令和 8 年10月 6 日
条例第25号

狛江市下水道条例（昭和46年条例第51号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（構造の技術上の基準） 第 3 条 法第 7 条第 3 項に規定する公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。以下「公共下水道の排水施設」という。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。 （ 1 ）～（10） （略）	（構造の技術上の基準） 第 3 条 法第 7 条第 2 項に規定する公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。以下「公共下水道の排水施設」という。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。 （ 1 ）～（10） （略）

付 則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第65号）附則第 1 条本文に定める日から施行する。